

厚生労働省

長野労働局

～セクシュアルハラスメントによる

労災請求の相談窓口開設について～

平成24年8月から、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談等について、専門調査員（女性の精神保健福祉士）による相談窓口を設置いたしましたのでご利用ください。

相談日：毎月第2水曜日の午後2時から5時までの間

ご相談は、予約制となります。必ず事前にお問い合わせください。

〈相談窓口・お問い合わせ先〉

〒380-8572

長野市中御所1-22-1

長野労働局労働基準部

労災補償課

電話026-223-0556（直通）

（受付時間8:30～17:15）